

川崎市ナーシングセンター設置運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、保健師、助産師、看護師、准看護師（以下「看護師等」という。）の資質の向上、就業の促進等を図る看護活動の総合的拠点施設として川崎市ナーシングセンター（以下「ナーシングセンター」という。）の設置運営について必要な事項を定めるものとする。

(名称及位置)

第2条 名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 川崎市ナーシングセンター

位置 川崎市中原区今井上町1番34号

(事業)

第3条 ナーシングセンターは、次の事業を行う。

- (1) 看護師充足対策に関すること。
- (2) 看護師等の教育及び研修に関すること。
- (3) 市民のための保健・看護講座の開催に関すること。
- (4) 救護活動に関すること。
- (5) 看護に係わる調査及び研究に関すること。
- (6) 看護に係わる情報の収集及び提供に関すること。
- (7) 看護に対する普及及び啓発に関すること。
- (8) その他看護活動の促進に関すること。

(機能)

第4条 ナーシングセンターに研修室、相談室及び情報資料室を設ける。

(利用者)

第5条 ナーシングセンターを利用できる者は、市内に居住又は勤務する看護師等とする。ただし、特に必要があると認める者についてはこの限りでない

。

(利用時間及び休所日)

第6条 ナーシングセンターの利用時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

。

2 ナーシングセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、特別の事由があると認めるときは、この限りでない。

(1) 日曜日及び土曜日

(2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

(3) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

(管理運営)

第7条 ナーシングセンターは、公益社団法人川崎市看護協会が管理運営するものとする。

(利用申込み)

第8条 ナーシングセンターの施設及び設備(以下「施設」という。)を利用しようとする者は、あらかじめ利用申込書等の方法により承認を受けるものとする。

(利用の制限)

第9条 ナーシングセンターの施設等の利用について管理上支障があるとき、その他利用を不相当と認めるときは、その利用を断ることができる。

(利用料)

第10条 ナーシングセンターの利用料は、無料とする。

(運営委員会)

第11条 ナーシングセンターの円滑な運営を図るため、運営委員会を置き審議検討する。

(委任)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成5年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月7日から施行する。